

航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書第8条の規定に基づき、同覚書第4条第3項の協定を次のとおり締結する。

昭和47年7月7日

運輸省航空局長 内村 信行

防衛庁防衛局長 久保 卓也

航空機の運航に関する情報の交換に関する
中央協定

第1条 この協定は、航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書（以下「覚書」という。）第4条第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定の実施の細目について定めるものである。

第2条 覚書第4条第1項に基づき、運輸大臣が防衛庁長官に通報する事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計器飛行方式により別表に定める空域Aを飛行する航空機の飛行計画（出発に際して自衛隊の飛行管理業務を実施する部隊が取扱いものを除く。）
- (2) 有視界飛行方式により別表に定める空域Bを飛行する航空機の飛行計画（出発に際して自衛隊の飛行管理業務を実施する部隊が取扱いものを除く。）
- (3) 運輸省航空交通管制部長と航空自衛隊保安管制群司令が協議して定める位置における航空機の予定到着時刻
- (4) 航空機から防衛庁への中継を求められた位置通報
- (5) 航空法（昭和27年法律第231号）第126条又は第127条の規定による許可を行なつた場合における当該許可を受けた航空機に係る次に掲げる事項
 - ア 許可番号
 - イ 許可年月日
 - ウ 国籍
 - エ 型式
 - オ 無線呼出符号

カ 飛行日程及び使用飛行場名

(6) 自衛隊の飛行管理業務を実施する部隊が所在する飛行場又は合衆国軍隊が使用する飛行場からこれらの飛行場以外の飛行場に飛行した自衛隊の航空機又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和 27 年法律第 232 号）第 2 項に規定する航空機の到着の通知に関する情報

(7) その他航空交通の安全を確保するために必要な事項

第 3 条 覚書第 4 条第 2 項に基づき、防衛庁長官が運輸大臣に通報する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の供用の開始、休止、再開及び廃止並びにこれら施設の重要な変更その他これら施設の運用に関する事項

(2) 自衛隊が設置する飛行場に係る航空機の運航についての障害に関する事項

(3) 自衛隊に委任されている航空交通管制に関する事項

(4) 自衛隊による展示飛行その他航空機の航行に影響を及ぼすおそれのある事項

(5) 航空機から運輸省への中継を求められた位置通報

(6) その他航空交通の安全を確保するために必要な事項

第 4 条 運輸省及び防衛庁は、この協定に基づき業務を実施するために必要な通信系を設定するものとする。

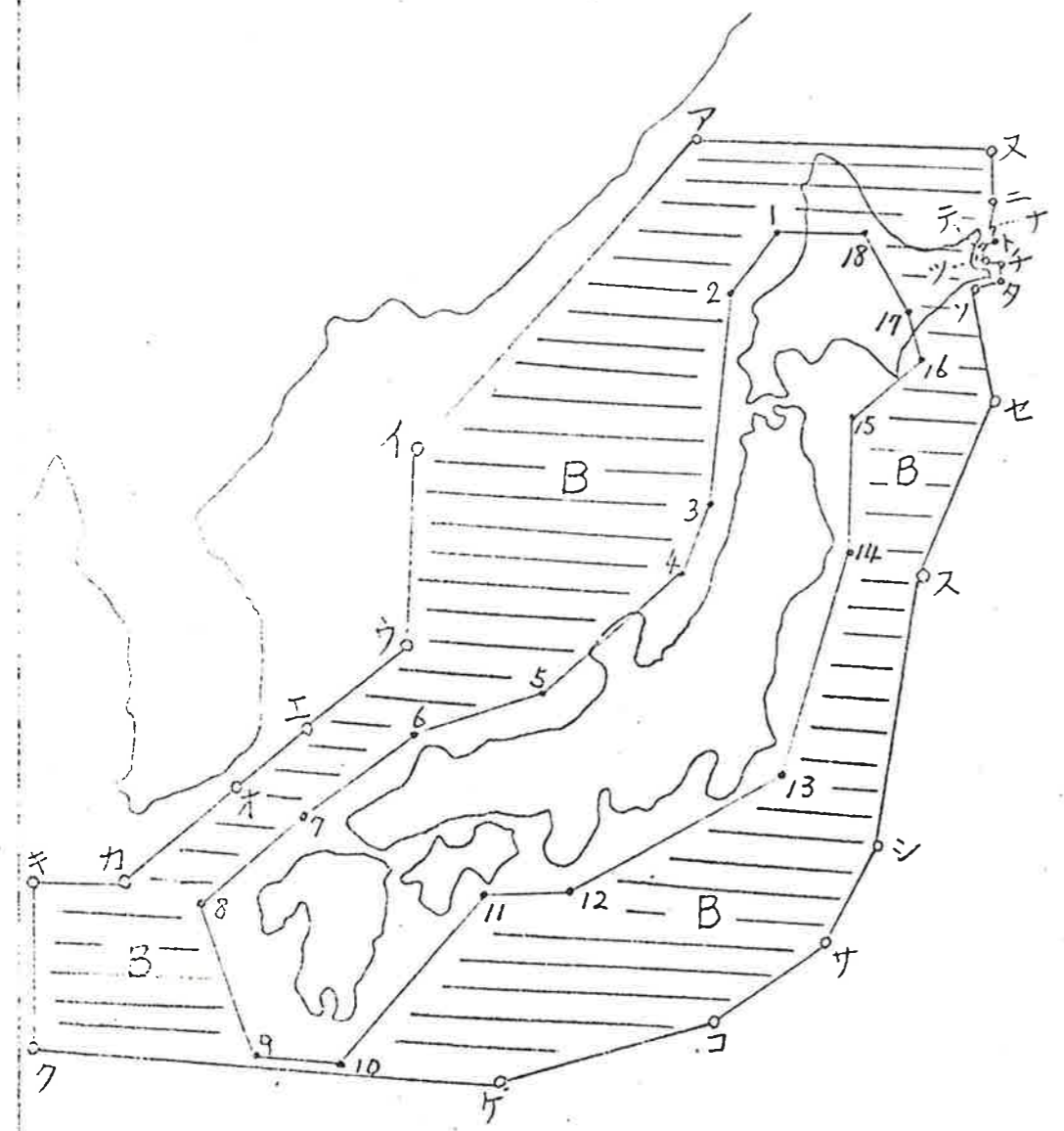
第 5 条 運輸省は、防衛庁が東京航空交通管制部において実施する航空機移動情報業務の運営等に関して便宜を供与するものとし、防衛庁は、航空機移動情報業務の運営等に必要な電力料、冷暖房費、清掃費等の経費を負担するものとする。ただし、東京航空交通管制部が現庁舎から移転する場合には、別途協議するものとする。

第 6 条 この協定を実施するために必要な細目事項は、
運輸省航空局長の指名する者と防衛庁防衛局長の指
名する者との間で協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和 47 年 7 月 22 日から適用する。

第2条第1号及び第2号の空域A及び空域Bは、次のとおりとする。



空域 A は、外側線によって囲まれる空域とする。
 空域 B は、外側線及び内側線によって囲まれる空域とする。

外側線： 次のアからネまでの地点を
 順次直線(ツの地点とテの地点との
 間及びトの地点とナの地点との間に
 ついては、北海道本道の海岸線が海
 上3海里の線)によって結ぶ線

内側線： 次の1から19ま
 の地点を順次直線によって結
 ぶ線

	北緯	東経
ア	45° 45'	138° 45'
イ	40° 40'	133° 00'
ウ	37° 17'	133° 00'
エ	36° 00'	130° 30'
オ	35° 13'	129° 48'
カ	33° 00'	127° 00'
キ	33° 00'	125° 00'
ク	30° 00'	125° 00'
ケ	30° 00'	135° 00'
コ	31° 40'	140° 21'
サ	33° 10'	143° 14'
シ	35° 13'	144° 21'
ス	40° 13'	144° 55'
セ	42° 47'	146° 23'
ソ	43° 16'	145° 44'
タ	43° 20'	145° 52'
テ	43° 23'01"	145° 50'03"
ツ	43° 26'	145° 48'30"
ト	43° 24'	145° 35'
ナ	43° 30'	145° 22'
ニ	44° 03'	145° 19'
ヌ	44° 26'	145° 45'
ネ	45° 45'	145° 45'
ネ	45° 45'	138° 45'

	北緯	東経
1	44° 00'	141° 00'
2	43° 00'	139° 35'
3	39° 20'	139° 30'
4	38° 28'	139° 00'
5	36° 00'	135° 00'
6	35° 50'	133° 00'
7	34° 00'	130° 00'
8	32° 40'	128° 30'
9	30° 15'	130° 00'
10	30° 15'	131° 00'
11	33° 00'	134° 00'
12	33° 00'	136° 00'
13	35° 00'	141° 00'
14	39° 20'	142° 30'
15	41° 00'	142° 30'
16	42° 20'	144° 00'
17	43° 00'	144° 00'
18	44° 00'	143° 00'
19	44° 00'	141° 00'